

別表(第5条関係)

	交付対象経費	交付要件
1	賃金	イベント当日に臨時的に雇用するスタッフの経費のみとする。
2	謝礼	イベントの総支出経費の20%以下とする。
3	旅費	愛南町職員の旅費に関する条例(平成16年愛南町条例第53号)の規定に準じて算定するものとする。
4	消耗品	
5	燃料費	
6	食料費	イベント当日の参加者(イベント運営者を除く。)の飲食代のみとする。
7	印刷製本費	販売促進のみを目的としたパンフレット等の作製費用は除く。
8	光熱水費	町内団体等の運営に係るものは除く。
9	通信運搬費	町内団体等の運営に係るものは除く。
10	広告宣伝費	イベントの総支出経費の20%以下とし、販売促進のみを目的としたものは除く。
11	手数料	
12	保険料	町内団体等の運営に係るものは除く。
13	委託料	イベントの総支出経費の30%以下とする。
14	使用料及び賃借料	町内団体等の運営に係るものは除く。
15	工事請負費	
16	その他町長が特に必要と認める経費	審査委員会に諮って決定する。